

9 関 係 条 例 等



久留米市国民健康保険条例

昭和63年12月28日

久留米市条例第39号

第1章 市が行う国民健康保険の事務

(平30条例4・改称)

(市が行う国民健康保険の事務)

第1条 久留米市(以下「市」という。)が行う国民健康保険の事務については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

(平30条例4・一部改正)

第2章 久留米市国民健康保険事業の運営に関する協議会

(平30条例4・改称)

(久留米市国民健康保険事業の運営に関する協議会の委員の定数)

第2条 久留米市国民健康保険事業の運営に関する協議会(以下「協議会」という。)の委員の定数は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 被保険者を代表する委員 4人
- (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 4人
- (3) 公益を代表する委員 4人
- (4) 被用者保険等保険者を代表する委員 2人

(平6条例20・平20条例8・平30条例4・平31条例5・一部改正)

(規則への委任)

第3条 前条に定めるもののほか、協議会に関して必要な事項は、規則で定める。

第3章 被保険者

(被保険者としない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、被保険者としない。

- (1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)の規定により児童福祉施設に入所している児童又は小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託されている児童であって、民法(明治29年法律第89号)の規定による扶養義務者のないもの
- (2) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)の規定により養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに入所している者のうち規則で定めるもの

(平21条例14・一部改正)

第4章 保険給付

(一部負担金)

第5条 保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。

- (1) 6歳に達する日以後の最初の3月31日の翌日以後であって70歳に達する日の属する月以前である場合 10分の3
- (2) 6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である場合 10分の2
- (3) 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合（次号に掲げる場合を除く。）
10分の2
- (4) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第42条第1項第4号の規定が適用される者である場合 10分の3
(平6条例20・平14条例30・平15条例6・平18条例33・平19条例3・平20条例8・一部改正)

(出産育児一時金)

第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として408,000円を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を超えない額を加算するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。次条第2項において同じ。）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

- (平4条例12・平6条例20・平18条例33・平20条例8・平20条例44・平23条例20・平26条例64・令3条例29・一部改正)

(葬祭費)

第7条 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、葬祭費として、30,000円を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、葬祭費の支給は、同一の死亡につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者の医療の確保に関する法

律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

（平20条例8・一部改正）

第5章 保健事業

（平6条例20・全改）

（保健事業）

第8条 市は、法第72条の5に規定する特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であって、被保険者の健康の保持増進、療養環境の向上又は保険給付のために必要な事業を行う。

（平6条例20・全改、平20条例8・平22条例24・平27条例30・一部改正）

第6章 保険料

（保険料の賦課）

第9条 保険料は、被保険者の属する世帯の世帯主（以下「世帯主」という。）から徴収する。

（平12条例14・追加）

（保険料の賦課額）

第9条の2 保険料の賦課額は、世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）及び後期高齢者支援金等賦課額（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）並びに介護納付金賦課被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）の合算額とする。

（平12条例14・追加、平14条例30・平20条例8・平30条例4・一部改正）

（一般被保険者に係る基礎賦課総額）

第9条の3 保険料の賦課額のうち一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る基礎賦課額（第20条及び第20条の3の規定により基礎賦課額を減額するものとした場

合にあっては、その減額することとなる額を含む。) の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第26条の規定による保険料の减免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができます。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

- イ 療養の給付に要する費用(一般被保険者に係るものに限る。)の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用(一般被保険者に係るものに限る。)の額
- ロ 国民健康保険事業費納付金(法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。)の納付に要する費用(福岡県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限り、福岡県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。)、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等(以下「病床転換支援金等」という。)及び介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下「介護納付金」という。)の納付に要する費用に充てる部分を除く。)の額
- ハ 法第81条の2第5項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額
- ニ 法第81条の2第10項第2号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額
- ホ 保健事業に要する費用の額
- ヘ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)の額(退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに福岡県が行う国民健康保険の一般被保険者に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(福岡県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)及び退職被保険者等に

係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額を除く。)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

- イ 法第74条の規定による補助金の額
- ロ 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（福岡県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このロにおいて同じ。）に係るもの）を除く。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るもの）の額
- ハ 法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金（ニにおいて「国民健康保険保険給付費等交付金」という。）（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用（法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。）に係るもの）を除く。）の額
- ニ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び第72条の3の2第1項の規定による繰入金及び国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）を除く。）の額

(3) 当該年度における第26条の規定による基礎賦課額の減免の額の総額

（平3条例22・全改、平6条例20・平11条例9・一部改正、平12条例14・旧第9条繰下・一部改正、平14条例30・平15条例6・平17条例32・平18条例33・平20条例8・平22条例24・平27条例30・平30条例4・令4条例4・一部改正）

（一般被保険者に係る基礎賦課額）

第10条 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る基礎賦課額は、当該世帯に属する一般被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額）の合計額とする。

（平3条例22・全改、平12条例14・平16条例56・平20条例8・平22条例8・一部改正）

(一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定)

第11条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第20条第1項第1号において同じ。)に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。)に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。第20条において「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分

して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に、所得割の保険料率9.37パーセントを乗じて算定する。

2 前項の場合における地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額を算定する場合においては、同法第313条第9項中雜損失に係る部分の規定を適用しないものとする。

（平12条例14・平14条例30・平16条例56・平20条例8・平22条例8・平22条例24・平29条例8・令3条例8・一部改正）

第12条 削除

（平22条例8）

（一般被保険者に係る基礎賦課額の被保険者均等割額）

第12条の2 第10条の被保険者均等割額は、被保険者1人について27,200円とする。

（平16条例56・追加、平22条例8・一部改正）

（一般被保険者に係る基礎賦課額の世帯別平等割額）

第12条の3 第10条の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 第2号又は第3号に規定する世帯以外の世帯 22,200円
- (2) 特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。） 前号の額に2分の1を乗じて得た額

- (3) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。） 第1号の額に4分の3を乗じて得た額

（平20条例8・全改、平22条例8・平25条例17・一部改正）

（退職被保険者等に係る基礎賦課額）

第13条 保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る基礎賦課額は、当該世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該

世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額(退職被保険者等と一般被保険者とが同一の世帯に属する場合には、所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額)とする。

(平3条例22・全改、平12条例14・平16条例56・平20条例8・平22条例8・一部改正)

(退職被保険者等に係る基礎賦課額の所得割額の算定)

第14条 前条の所得割額は、退職被保険者等に係る基礎控除後の総所得金額等に、第11条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(平12条例14・平16条例56・一部改正)

第14条の2 削除

(平22条例8)

(退職被保険者等に係る基礎賦課額の被保険者均等割額及び世帯別平等割額の算定)

第15条 第13条の被保険者均等割額及び世帯別平等割額は、第12条の2及び第12条の3の額と同額とする。

(平12条例14・平20条例8・一部改正)

(基礎賦課限度額)

第16条 第10条又は第13条の基礎賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第10条の基礎賦課額と第13条の基礎賦課額との合算額をいう。第19条及び第20条第1項において同じ。)は、国民健康保険法施行令第29条の7第2項第9号に規定する額を超えることができない。

(平元条例4・平5条例15・平7条例5・平8条例4・平9条例6・平12条例14・平16条例5・平20条例8・平22条例8・平30条例4・一部改正)

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)

第16条の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額(第20条及び第20条の3の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第26条の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(福岡県の国民健

康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分であって、福岡県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限る。次号において同じ。)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

イ 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受け
る補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び
同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する
費用に係るものに限る。)の額

ロ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する
費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第
72条の3第1項及び第72条の3の2第1項の規定による繰入金を除く。)の額

(3) 当該年度における第26条の規定による後期高齢者支援金等賦課額の減免の額の総
額

(平20条例8・追加、平30条例4・令4条例4・一部改正)

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額)

第16条の2の2 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する
一般被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額並びに当該
世帯につき算定した世帯別平等割額(一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属
する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割
額)の合計額とする。

(平20条例8・追加)

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定)

第16条の2の3 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所
得に係る基礎控除後の総所得金額等に、所得割の保険料率2.66パーセントを乗じて算
定する。

(平20条例8・追加)

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額)

第16条の2の4 第16条の2の2の被保険者均等割額は、被保険者1人について7,5
00円とする。

(平20条例8・追加)

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の世帯別平等割額)

第16条の2の5 第16条の2の2の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 第2号又は第3号に規定する世帯以外の世帯 6, 400円
- (2) 特定世帯 前号の額に2分の1を乗じて得た額
- (3) 特定継続世帯 第1号の額に4分の3を乗じて得た額

(平20条例8・追加、平25条例17・一部改正)

(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額)

第16条の2の6 保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額(退職被保険者等と一般被保険者とが同一の世帯に属する場合には、所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額)とする。

(平20条例8・追加)

(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定)

第16条の2の7 前条の所得割額は、退職被保険者等に係る基礎控除後の総所得金額等に、第16条の2の3に規定する保険料率を乗じて算定する。

(平20条例8・追加)

(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額及び世帯別平等割額)

第16条の2の8 第16条の2の6の被保険者均等割額及び世帯別平等割額は、第16条の2の4及び第16条の2の5の額と同額とする。

(平20条例8・追加)

(後期高齢者支援金等賦課限度額)

第16条の2の9 第16条の2の2又は第16条の2の6の後期高齢者支援金等賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第16条の2の2の後期高齢者支援金等賦課額と第16条の2の6の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第19条及び第20条第1項において同じ。)は、国民健康保険法施行令第29条の7第3項第8号に規定する額を超えることができない。

(平20条例8・追加、平22条例8・平30条例4・一部改正)

(介護納付金賦課額)

第16条の2の10 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第20条の規定により介護

納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第26条の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

- (1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(福岡県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。)
- (2) 当該年度における次に掲げる額の合算額
 - イ 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受けれる補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額
 - ロ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び第72条の3の2第1項の規定による繰入金を除く。)の額
- (3) 当該年度における第26条の規定による介護納付金賦課額の減免の額の総額
(平12条例14・追加、平17条例32・一部改正、平20条例8・旧第16条の2繰下・一部改正、平30条例4・令4条例4・一部改正)

(介護納付金賦課額)

第16条の3 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額は、当該世帯に属する介護納付金賦課被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合計額とする。

(平12条例14・追加、平16条例5・平16条例56・平22条例8・一部改正)

(介護納付金賦課額の所得割額の算定)

第16条の4 前条の所得割額は、介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、所得割の保険料率2.11パーセントを乗じて算定する。

(平12条例14・追加、平16条例56・平22条例8・一部改正)

第16条の5 削除

(平22条例8)

(介護納付金賦課額の被保険者均等割額)

第16条の6 第16条の3の被保険者均等割額は、介護納付金賦課被保険者に係る被保険者1人について14,700円とする。

(平16条例56・追加、平22条例8・一部改正)

第16条の7 削除

(平22条例8)

(介護納付金賦課限度額)

第16条の8 第16条の3の介護納付金賦課額は、国民健康保険法施行令第29条の7第4項第8号に規定する額を超えることができない。

(平12条例14・追加、平16条例5・一部改正、平16条例56・旧第16条の6繰下、平20条例8・平22条例8・平30条例4・一部改正)

(賦課期日)

第17条 保険料の賦課期日は、4月1日とする。

(普通徴収に係る納期)

第18条 普通徴収に係る保険料の納期は、次のとおりとする。

第1期 6月1日から同月末日まで

第2期 7月1日から同月末日まで

第3期 8月1日から同月末日まで

第4期 9月1日から同月末日まで

第5期 10月1日から同月末日まで

第6期 11月1日から同月末日まで

第7期 12月1日から同月25日まで

第8期 1月1日から同月末日まで

第9期 2月1日から同月末日まで

第10期 3月1日から同月末日まで

2 納期の末日が民法第142条に規定する休日又は土曜日に該当するときは、前項の規定にかかわらず、これらの日の翌日を納期の末日とみなす。

3 第1項に規定する納期により難い被保険者に係る納期は、市長が別に定めることができ。この場合において、市長は、当該被保険者に対しその納期を通知しなければならない。

4 次条の規定によって課する保険料の納期は、納付通知書に定めるところによる。

(平元条例9・平12条例14・平14条例30・平20条例8・平29条例8・一部改正)

(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合)

第19条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、又は1世帯に属する被保険者数が増加若しくは減少し、又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった若しくは国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）となった場合における当該納付義務者に係る第10条、第13条、第16条の2の2若しくは第16条の2の6の額（被保険者数が増加若しくは減少した場合（特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。）又は特例対象被保険者等となった場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。）又は第16条の3の額又は第20条第1項各号に定める額若しくは同条第3項若しくは第4項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生し、又は被保険者数が増加若しくは減少した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日又は特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割をもって行う。

2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第10条、第13条、第16条の2の2若しくは第16条の2の6の額又は第16条の3の額又は第20条第1項各号に定める額若しくは同条第3項若しくは第4項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）の属する月の前月まで、月割をもって行う。

（平20条例8・全改、平22条例17・一部改正）

（低所得者の保険料の減額）

第20条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第10条又は第13条の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が第16条に規定する額を超える場合には、同条に規定する額）とする。

(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額(地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。）の算定についても同様とする。以下同じ。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第3号において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあっては当該公的年金等の収

入金額が 60 万円を超える者に限り、年齢 65 歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が 110 万円を超える者に限る。) をいい、給与所得を有する者を除く。) の数の合計数(次号及び第 3 号において「給与所得者等の数」という。)が 2 以上の場合にあっては、地方税法第 314 条の 2 第 2 項第 1 号に定める金額に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額と口に掲げる額とを合算した額

- イ 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額に 10 分の 7 を乗じて得た額
- ロ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割額に 10 分の 7 を乗じて得た額

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第 314 条の 2 第 2 項第 1 号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加えた金額)に国民健康保険法施行令第 29 条の 7 第 5 項第 3 号ロに規定する額に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者 イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額と口に掲げる額とを合算した額

- イ 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額に 10 分の 5 を乗じて得た額
- ロ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割額に 10 分の 5 を乗じて得た額

(3) 第 1 号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第 314 条の 2 第 2 項第 1 号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加えた金額)に国民健康保険法施行令第 29 条の 7 第 5 項第 3 号ハに規定する額に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前 2 号に該当する

者以外の者イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乘じて得た額とロに掲げる額とを合算した額

イ 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額

ロ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割額に10分の2を乗じて得た額

2 市長は、当該納付義務者又はその世帯に属する被保険者の前年からの所得の状況の著しい変化その他の事情により前項第3号の規定による保険料の減額が適当でないと認める場合には、当該減額を行わないものとする。

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第10条又は第13条」とあるのは「第16条の2の2又は第16条の2の6」と、「第16条」とあるのは「第16条の2の9」と、前項中「前項第3号」とあるのは、「前項第3号（第3項において読み替える場合を含む。）」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第10条又は第13条」とあるのは、「第16条の3」と、「第16条」とあるのは「第16条の8」と、「乗じて得た額とロに掲げる額とを合算した額」とあるのは「乗じて得た額」と、第2項中「前項第3号」とあるのは、「前項第3号（第4項において読み替える場合を含む。）」と読み替えるものとする。

（平元条例4・平3条例22・平4条例12・平5条例15・平7条例5・平8条例4・平9条例6・平10条例10・平12条例14・平16条例5・平20条例8・平22条例8・平22条例24・平26条例6・平29条例8・令3条例8・令4条例4・一部改正）

（特例対象被保険者等の特例）

第20条の2 世帯主又は当該世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第11条第1項及び前条第1項の規定の適用については、第11条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「所得の金額（同法）」とあるのは「所得の金額（地方税法）」と、前条第1項第1号中「総所得金

額（」とあるのは「総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとし、」と、「ついては、同法」とあるのは「ついては、地方税法」とする。

（平22条例17・追加）

（未就学児の被保険者均等割額の減額）

第20条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第12条の2又は第15条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額とする（第3項に掲げる場合を除く。）。

- 2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条の2又は第15条」とあるのは「第16条の2の4又は第16条の2の8」と読み替えるものとする。
- 3 当該年度において、第20条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第12条の2又は第15条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に第20条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号イに掲げる割合を乗じて得た額を控除して得た額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額とする。
- 4 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条の2又は第15条」とあるのは「第16条の2の4又は第16条の2の8」と読み替えるものとする。

（令4条例4・追加）

（端数計算等）

第21条 基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額又は介護納付金賦課額に100円未満の端数があるとき、又はその金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨てる。

- 2 保険料の賦課額を納期ごとに分割する場合において、納期ごとの納付額に100円未満の端数があるときは、その端数金額はすべて最初の納期限に係る納付額に合算する。保険料の賦課額に変更があったときも、同様とする。

(平12条例14・平25条例26・一部改正)

(保険料の額の通知)

第22条 保険料の額が定まったときは、市長は、速やかに、これを世帯主に通知しなければならない。その額に変更があったときも、同様とする。

(保険料の督促)

第23条 納付義務者が納期限までに保険料を納付しないときは、市長は、納期限後20日以内に督促状を発しなければならない。ただし、第25条の規定による保険料の徴収を猶予する場合は、この限りでない。

(延滞金)

第24条 保険料の納付義務者は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（当該納期限の翌日から1箇月を経過する日までの期間については年7.3パーセント）の割合を乗じて得た額に相当する延滞金を加算して納付しなければならない。

- 2 前項の延滞金を計算する場合において、その計算の基礎となる納付金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。
- 3 第1項の延滞金に100円未満の端数があるとき、又はその額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。
- 4 第1項に規定する年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。
- 5 市長は、特別の理由があると認めるときは、第1項の規定による延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(徴収猶予)

第25条 市長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、6箇月以内の期間を限って徴収猶予することができる。

- (1) 納付義務者がその資産について震災、風水害、落雷、火災若しくはこれに類する災害を受け、又はその資産を盗まれたとき。
- (2) 納付義務者がその事業又は業務を廃止し、又は休止したとき。
- (3) 納付義務者がその事業又は業務について甚大な損害を受けたとき。

(4) 前各号に掲げる理由に類する理由があったとき。

2 前項の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所

(2) 納期限及び保険料の額

(3) 徴収猶予を必要とする理由

(保険料の減免)

第26条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められるものに對し、保険料を減免することができる。

(1) 当該年度において、天災地変等によって生活が著しく困難となり、当該年度内にその回復の見込みがない者

(2) 次のいずれにも該当する者（資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。）の属する世帯の納付義務者

イ 被保険者の資格を取得した日において、65歳以上である者

ロ 被保険者の資格を取得した日の前日において、次のいずれかに該当する者（当該資格を取得した日において、高齢者医療確保法の規定による被保険者となった者に限る。）の被扶養者であった者

（イ） 健康保険法の規定による被保険者。ただし、同法第3条第2項の規定による日雇特例被保険者を除く。

（ロ） 船員保険法の規定による被保険者

（ハ） 国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員

（ニ） 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者

（ホ） 健康保険法第126条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者。ただし、同法第3条第2項ただし書の規定による承認を受けて同項の規定による日雇特例被保険者とならない期間内にある者及び同法第126条第3項の規定により当該日雇特例被保険者手帳を返納した者を除く。

(3) 貧困により生活のため公私の扶助を受ける者又はこれに準ずるもの

(4) 前各号に掲げる者を除くほか、特別の事由があるもの

(平20条例8・一部改正)

(保険料に関する申告)

第27条 保険料の納付義務者は、毎年市長が指定した期日までに国民健康保険料申告書を市長に提出しなければならない。ただし、当該納付義務者及びその世帯に属する被保険者の前年中の所得につき地方税法第317条の2第1項の申告書が市長に提出されている場合又は当該納付義務者及びその世帯に属する被保険者が同項ただし書に規定する者(同項ただし書の条例で定める者を除く。)である場合においては、この限りでない。

(平22条例8・全改)

(特例対象被保険者等に係る届出)

第27条の2 特例対象被保険者等の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所
- (2) 特例対象被保険者等の氏名
- (3) 離職年月日
- (4) 離職理由

2 前項に規定する届出に当たり、特例対象被保険者等の雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第17条の2第1項第1号に規定する雇用保険受給資格者証の提示を求められた場合においては、これを提示しなければならない。

(平22条例17・追加、平30条例4・一部改正)

第7章 罰則

(罰則)

第28条 市は、世帯主が法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合、又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。

(平12条例14・一部改正)

第29条 市は、世帯主又は世帯主であった者が正当の理由なしに法第113条の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同条の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、100,000円以下の過料を科する。

(平12条例14・一部改正)

第30条 市は、虚りその他不正の行為により保険料、一部負担金及びこの条例に規定する過料の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。

第31条 前3条の過料の額は、情状により、市長が定める。

2 前3条の過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発付の日から起算して10日以上を経過した日とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。

(平元条例9・一部改正)

(関係条例の廃止)

2 次に掲げる条例は廃止する。

(1) 久留米市国民健康保険条例（昭和34年久留米市条例第6号）

(2) 久留米市国民健康保険税条例（昭和26年久留米市条例第80号）

(久留米市市税条例の一部改正)

3 久留米市市税条例（昭和25年久留米市条例第31号）の一部を次のように改正する。

[次のように] 略

(経過規定)

4 この条例の施行前に給付事由の発生した保険給付については、なお従前の例による。

5 この条例の施行前に課した、又は課すべきであった国民健康保険税については、なお従前の例による。

6 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(公的年金等所得に係る保険料の減額賦課の特例)

7 当分の間、世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得（以下「公的年金等所得」という。）について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第20条の規定の適用については、同条第1項第1号中「地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（）とあるのは、「地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から150,000円を控除した金額によるものとし、」と、「同法第313条第3項」と

あるのは「地方税法第313条第3項」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

(平元条例9・追加、平9条例6・平14条例30・一部改正、平15条例6・旧第7項繰下、平18条例20・一部改正、平18条例33・旧第8項繰下、平20条例8・旧第9項繰上・一部改正、平22条例17・一部改正、平27条例30・旧第8項繰上、令3条例8・一部改正)

(延滞金の割合の特例)

8 当分の間、第24条に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

(平11条例34・追加、平14条例7・旧第13条繰下、平14条例30・旧第14項繰下、平15条例6・旧第15項繰下、平16条例5・旧第16項繰下、平18条例33・旧第17項繰下、平20条例8・旧第18項繰上、平22条例8・旧第17項繰上、平25条例26・一部改正、平27条例30・旧第9項繰上、令2条例29・一部改正)

(平成31年度以降の保険料の減免の特例)

9 平成31年度以降の保険料(第10条、第13条、第16条の2の2又は第16条の2の6の所得割額の部分に限る。)の減免に係る第26条第2号の適用については、当分の間、同号中「該当する者(資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。)」とあるのは、「該当する者」とする。

(平22条例8・追加、平23条例20・旧第11項繰上、平27条例30・旧第10項繰上、平31条例5・一部改正)

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)

10 給与等(所得税法第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療

養のため労務に服することができないとき（新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）に感染したとき又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。）は、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。

（令2条例23・追加、令3条例8・一部改正）

1 1 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除して得た額（その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する額（その額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する額（その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する額（その額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。）を超えるときは、その額とする。

（令2条例23・追加）

1 2 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

（令2条例23・追加）

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等にかかる傷病手当金と給与等との調整）

1 3 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる被保険者については、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、附則第11項の規定により算定される額より少ないとときは、その差額を支給する。

(令 2 条例 2 3 ・追加)

1 4 前項に規定する被保険者が、その受けることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないとときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同項ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

(令 2 条例 2 3 ・追加)

1 5 前項の規定により市が支給した額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

(令 2 条例 2 3 ・追加)

附 則（平成元年 3 月 31 日条例第 4 号）

(施行期日)

1 この条例は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の久留米市国民健康保険条例の規定は、平成元年度分の国民健康保険料から適用し、昭和 63 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（平成元年 3 月 31 日条例第 9 号）

(施行期日)

1 この条例は、平成元年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の附則第 10 項の規定は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の久留米市国民健康保険条例（以下「改正後の条例」という。）附則第 7 項の規定は、平成元年度分の国民健康保険料から適用し、昭和 63 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

3 改正後の条例附則第 10 項の規定は、平成 2 年度分の国民健康保険料から適用し、平成元年度分までの国民健康保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成 2 年 3 月 29 日条例第 15 号）

(施行期日)

1 この条例は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の久留米市国民健康保険条例の規定は、平成 2 年度分の国民健康保険料から適用

し、平成元年度分までの国民健康保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成3年4月1日条例第22号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の久留米市国民健康保険条例第20条の規定は、平成3年度以降の年度分の保険料について適用し、平成2年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成4年4月1日条例第12号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の久留米市国民健康保険条例（以下「改正後の条例」という。）第6条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた出産に係る助産費から適用し、同日前に生じた出産に係る助産費については、なお従前の例による。

- 3 改正後の条例第20条第2号の規定は、平成4年度以降の年度分の保険料について適用し、平成3年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成5年4月1日条例第15号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の久留米市国民健康保険条例の規定は、平成5年度分の国民健康保険料から適用し、平成4年度分までの国民健康保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成6年4月1日条例第11号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成6年9月28日条例第20号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成6年10月1日から施行する。ただし、第5章の改正規定及び第9条第1号の改正規定（「保健施設」を「保健事業」に改める部分に限る。）は、平成7年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の久留米市国民健康保険条例（以下「改正後の条例」という。）第6条第1項の

規定は、この条例の施行の日以後の出産について適用し、同日前の出産については、なお従前の例による。

- 3 改正後の条例第9条の規定は、平成7年度以降の年度分の保険料について適用し、平成6年度分までの保険料については、なお従前の例による。
- 4 健康保険法等の一部を改正する法律（平成6年法律第56号）第4条の規定による改正後の老人保健法附則第3条第1項の規定により拠出金の徴収が行われる場合における改正後の条例の規定の適用については、改正後の条例第9条第1号の規定中「医療費拠出金」とあるのは、「医療費拠出金及び事業費拠出金」とする。

附 則（平成7年3月30日条例第5号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。
（適用区分）
- 2 改正後の久留米市国民健康保険条例の規定は、平成7年度分の国民健康保険料から適用し、平成6年度分までの国民健康保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成8年3月29日条例第4号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。
（適用区分）
- 2 改正後の久留米市国民健康保険条例の規定は、平成8年度分の国民健康保険料から適用し、平成7年度分までの国民健康保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成9年3月28日条例第6号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。
（適用区分）
- 2 改正後の久留米市国民健康保険条例の規定は、平成9年度分の国民健康保険料から適用し、平成8年度分までの国民健康保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成10年3月31日条例第10号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。
（適用区分）
- 2 改正後の久留米市国民健康保険条例の規定は、平成10年度以降の年度分の国民健康保

険料について適用し、平成9年度分までの国民健康保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成10年3月31日条例第15号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の久留米市国民健康保険条例の規定は、平成10年度以降の年度分の国民健康保険料について適用し、平成9年度分までの国民健康保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成11年3月31日条例第9号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の久留米市国民健康保険条例の規定は、平成11年度以降の年度分の国民健康保険料について適用し、平成10年度分までの国民健康保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成11年3月31日条例第18号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の久留米市国民健康保険条例の規定は、平成11年度以降の年度分の国民健康保険料について適用し、平成10年度分までの国民健康保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成11年12月22日条例第34号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の附則第13項の規定は、延滞金のうち平成12年1月1日以降の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお、従前の例による。

附 則（平成12年3月28日条例第14号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
(適用区分)
- 2 この条例による改正後の国民健康保険条例（以下「新条例」という。）第9条から第16条の6、第19条及び第20条の規定は、平成12年度分の保険料から適用し、平成11年度分の保険料については、なお従前の例による。
- 3 新条例第28条及び第29条の規定は、この条例の施行日前にした行為及び介護保険法施行法（平成9年法律第124号）第37条において従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行日後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成14年3月29日条例第7号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。
(適用区分)
- 2 改正後の附則第13項の規定は、平成14年度以後の年度分の保険料について適用し、平成13年分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成14年9月30日条例第30号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成14年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条中第27条の改正規定並びに附則第14条を附則第15条とする改正規定、附則第13項を附則第14項とする改正規定、附則第12項の改正規定、同項を附則第13項とする改正規定、附則第11項の改正規定、同項を附則第12項とする改正規定及び附則第10項の次に1項を加える改正規定 平成15年1月1日
 - (2) 第2条の規定 平成15年4月1日

（適用区分）

- 2 第1条の規定による改正後の久留米市国民健康保険条例第9条の2、第9条の3及び第11条並びに附則第7項から附則第9項まで及び附則第11項から附則第15項までの規定は、平成15年度分の保険料から適用し、平成14年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成15年3月31日条例第6号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月30日条例第5号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第27条の改正規定、附則第15項の改正規定及び附則第16項を附則第17項とし、附則第15項の次に1項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の第12条、第16条、第16条の3、第16条の5、附則第15項及び附則第16項の規定は、平成16年度以降の年度分の保険料について適用し、平成15年度分までの保険料については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の第27条の規定は、平成17年度以降の年度分の保険料について適用し、平成16年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成16年12月28日条例第56号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月31日条例第6号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の附則第9項の規定は、平成17年度以降の年度分の保険料について適用し、平成16年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成17年6月30日条例第32号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第9条の3、第16条の2及び附則第7項の規定は、平成17年度以降の年度分の保険料について適用し、平成16年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成18年3月30日条例第11号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の別表第1及び別表第2の規定は、平成18年度以降の年度分の

保険料について適用し、平成17年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成18年3月30日条例第20号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の附則第8項及び附則第18項から第21項までの規定は、平成18年度以後の年度分の保険料について適用し、平成17年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成18年9月29日条例第33号）

（施行期日）

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成18年10月1日から、第3条の規定は平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第2条の施行の日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

附 則（平成19年3月29日条例第3号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月28日条例第8号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第2条第4号の改正規定は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の別表第1及び別表第2の規定は、平成20年度以降の年度分の保険料について適用し、平成19年度までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成20年12月26日条例第44号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成21年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行日前に出産した被保険者に係る第6条の規定により支給される出産育児一時金の額は、なお従前の例による。

附 則（平成21年3月30日条例第14号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年9月24日条例第28号）

この条例は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成22年3月29日条例第8号）

（施行期日）

- 1 この条例中第1条の規定は、公布の日から、第2条の規定は、平成22年4月1日から施行する。この場合において、第1条の規定による改正後の久留米市国民健康保険条例の規定は、平成22年1月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の久留米市国民健康保険条例の規定は、平成22年度以後の年度分の保険料について適用し、平成21年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成22年3月31日条例第17号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の久留米市国民健康保険条例の規定は、平成22年度以後の年度分の保険料について適用し、平成21年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成22年6月29日条例第24号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の第8条、第9条の3第1項第2号及び附則第7項の規定は平成22年5月19日から、改正後の第11条第1項及び第20条第1項第1号の規定は平成22年6月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の久留米市国民健康保険条例の規定は、平成22年度以後の年度分の保険料について適用し、平成21年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成23年3月31日条例第20号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に出産した被保険者に係る改正後の第6条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

附 則（平成25年3月28日条例第17号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の久留米市国民健康保険条例第12条の3及び第16条の2の5の規定は、平成25年度以後の年度分の保険料について適用し、平成24年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成25年9月26日条例第26号）

(施行期日)

- 1 この条例中第21条第1項及び附則第7項の改正規定は公布の日から、附則第9項の改正規定は、平成26年1月1日から施行する。

(延滞金に関する経過措置)

- 2 改正後の附則第9項の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

附 則（平成26年3月27日条例第6号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第20条第1項の規定は、平成26年度以後の年度分の保険料について適用し、平成25年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成26年12月17日条例第64号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金の額については、改正後の第6条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成27年3月27日条例第30号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月29日条例第8号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第11条第1項及び第20条第1項第1号の規定は、平成29年度以後の年度分の保険料について適用し、平成28年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成30年3月28日条例第4号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第6章の規定は、平成30年度以後の年度分の保険料について適用し、平成29年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成31年3月27日条例第5号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成22年度から平成30年度までの間に、この条例による改正前の久留米市国民健康保険条例附則第9項の規定により読み替えられた第26条の規定によりなされた保険料の減免については、なお従前の例による。

附 則（令和2年5月1日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第10項から第15項までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合について適用する。

附 則（令和2年6月30日条例第29号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

（延滞金に関する経過措置）

- 2 改正後の附則第8項の規定は、施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

附 則（令和3年3月29日条例第8号）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第10項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第11条第1項、第20条第1項及び附則第7項の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則（令和3年12月22日条例第29号）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金の額については、改正後の第6条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和4年3月30日条例第4号）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第20条の3の規定は、令和4年度以後の年度分の保険料について適用し、令和3年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

久留米市国民健康保険条例施行規則

平成元年3月31日

久留米市規則第8号

第1章 総則（第1条）

第2章 久留米市国民健康保険事業の運営に関する協議会（第2条—第6条）

第3章 被保険者（第7条—第9条）

第4章 保険給付（第10条—第12条）

第5章 保険料（第13条—第15条）

第6章 雜則（第16条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、久留米市国民健康保険条例（昭和63年久留米市条例第39号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 久留米市国民健康保険事業の運営に関する協議会

（平30規則5・改称）

（会長の職務）

第2条 会長は、久留米市国民健康保険事業の運営に関する協議会（以下「協議会」という。）の会務を掌理し、会議のときは議長となる。

（平30規則5・一部改正）

（会議）

第3条 協議会の会議は、会長がこれを招集する。

（会議の定足数）

第4条 協議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開会することができない。

（議事の決定）

第5条 協議会の議事は、出席委員の過半数をもつて決定し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（庶務）

第6条 協議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

（平3規則16・平9規則42・平17規則134・一部改正）

第3章 被保険者

(被保険者としない者)

第7条 条例第4条第2号に指定する規則で定めるものとは、次の表の左欄に掲げる者について同表の中欄に掲げる金額が同表の右欄に掲げる金額に満たないものをいう。

1 療養の給付を受け場合に自己負担金を支払うことを行なう者	当該年度の収入（老齢福祉年金、仕送り等を含み、当該施設からいわゆる個人的経費として支給されるものは含まない。以下同じ。）と活用できる資産の合計額	当該年度において課される保険料の額と小遣いに相当する額の合計額
2 療養の給付を受け場合に自己負担金を支払うことをする者	当該年度の収入と活用できる資金の合計額	当該年度において課される保険料の額と療養の給付を受ける場合に支払うこととなる自己負担金の額と小遣いに相当する額の合計額

2 前項の表において自己負担金の額とは、65歳以上の被保険者に係る直近の年度の入院、入院外及び歯科に係るそれぞれの診療費の総額をその年度に療養の給付を受けた65歳以上の被保険者の数で除して得た額を基礎として定めるものとし、小遣いに相当する額とは、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの入所者1人当たりに係る当該年度の措置費の生活費に相当する額の10分の1に相当する額を基準として定めるものとする。

(被保険者証の更新)

第8条 被保険者証は、毎年8月1日に更新する。

(平29規則47・一部改正)

第9条 削除

(平23規則98)

第4章 保険給付

(給付事由が第三者の行為による場合の届出)

第10条 被保険者が療養の給付を受けようとする場合において、その給付事由が第三者の行為により生じたものであるときは、世帯主は、第三者の行為による傷病届（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

(平23規則98・平27規則83・一部改正)

(出産育児一時金)

第11条 条例第6条第1項に規定する出産育児一時金の支給を受けようとする者は、国民健康保険出産育児一時金支給申請書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。この場合において申請者は、被保険者証、母子手帳及び出産経費を明らかにする書類その他必要な書類を提示しなければならない。

2 市長は、前項の出産育児一時金の申請を行った者の出産が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条ただし書に規定する出産であると認められるときは、条例第6条第1項ただし書の規定により、当該出産育児一時金に1万2千円を加算する。

（平6規則40・平20規則139・平21規則65の2・平26規則105・平27規則83・令3規則56一部改正）

(葬祭費の申請手続)

第12条 葬祭費の支給を受けようとする者は、国民健康保険葬祭費支給申請書（第4号様式）に火葬許可証その他の葬祭を行ったことを証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。この場合において申請者は、被保険者証を提示しなければならない。

（平29規則65・一部改正）

第5章 保険料

(国民健康保険料の申告)

第13条 条例第27条の規定による申告は、国民健康保険料申告書（第5号様式）によらなければならない。

（納付通知書、納付書及び督促状等の様式）

第14条 納付通知書、納付書、督促状等の様式は、当該各号に掲げるところによる。

- (1) 国民健康保険料納付通知書 第6号様式
- (2) 特別徴収開始通知書 第7号様式
- (3) 特別徴収変更（停止）通知書 第7号様式の2
- (4) 久留米市国民健康保険料領収証書及び納付書兼納付済通知書 第8号様式
- (5) 久留米市国民健康保険料督促状兼領収証書 第9号様式
- (6) 久留米市国民健康保険料督促状 第9号様式の2

（平14規則24・平17規則146・平19規則41・平20規則107の2・平23規則98・平26規則74・平27規則3・一部改正）

(過誤納金等の充当等)

第15条 国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第76条の

4によって準用される介護保険法(平成9年法律第123号)第139条第2項に規定する場合を除き、保険料の納付義務者の過納又は誤納に係る徴収金(以下「過誤納金」という。)がある場合において、当該納付義務者の未納に係る徴収金があるときは、過誤納金の未納に係る徴収金に充当する。

- 2 法第76条の4によって準用される介護保険法第139条第3項の規定により過誤納金を納付義務者の未納に係る徴収金に充当しようとするときは、国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号)第32条の29の規定に基づき、国民健康保険料(税)過誤納金充当(還付)事前通知書(第10号様式)によってあらかじめ当該納付義務者に對し通知するものとする。
- 3 市長は、過誤納金を還付するとき又は充当したときは、直ちに当該納付義務者に対し、国民健康保険料(税)過誤納金還付(充当)通知書(第11号様式)によつて、これを通知する。
- 4 保険料の納付義務者は、過誤納金の返還を受けようとするときは、国民健康保険料還付申立書(第12号様式)を市長に提出するものとする。

(平14規則24・平23規則12・平23規則98・平27規則3・一部改正)

第6章 雜則

(徴収職員)

第16条 市長又はその委任を受けた職員(以下「徴収職員」という。)は、保険料の賦課徴収に関する調査のための質問及び検査並びに保険料に関する徴収金の滞納処分を行う。

- 2 徴収職員は、その身分を証明する徴収職員証(第13号様式)を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(平14規則24・平19規則19・平23規則12・平27規則3・一部改正)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成元年4月1日から施行する。

(関係規則の廃止)

- 2 次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 久留米市国民健康保険給付規則(昭和35年久留米市規則第2号)
- (2) 久留米市国民健康保険税条例施行規則(昭和40年久留米市規則第13号)
- (3) 久留米市国民健康保険運営協議会規則(昭和34年久留米市規則第4号)

附 則(平成元年7月1日規則第35号)抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成3年4月1日規則第16号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成4年3月16日規則第7号）

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成5年3月31日規則第16号）

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成6年9月30日規則第40号）

この規則は、平成6年10月1日から施行する。

附 則（平成7年6月29日規則第19号）

この規則は、平成7年7月1日から施行する。

附 則（平成9年3月27日規則第13号）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成9年4月1日規則第42号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年5月29日規則第45号）

この規則は、平成12年6月1日から施行する。

附 則（平成14年3月29日規則第24号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月31日規則第27号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月31日規則第134号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月31日規則第146号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規則第19号）抄

(施行期日等)

1 この規則は、平成19年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(久留米市国民健康保険条例施行規則に関する経過措置)

16 収入役在職期間中に限り、第21条の規定による改正後の久留米市国民健康保険条例

施行規則第7号様式、第8号様式、第9号様式の表面及び第10号様式(2)の表面中「久留米市会計管理者」とあるのは「久留米市収入役」とする。

附 則（平成19年5月31日規則第41号）

この規則は、平成19年6月1日から施行する。

附 則（平成20年5月30日規則第107号の2）

この規則は、平成20年6月1日から施行する。

附 則（平成20年12月26日規則第139号）

この規則は、平成21年1月1日から施行する。

附 則（平成21年9月30日規則第65号の2）

この規則は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成22年5月31日規則第51号）

この規則は、平成22年6月1日から施行する。

附 則（平成23年3月8日規則第12号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年12月28日規則第98号）

この規則は、平成24年1月1日から施行する。

附 則（平成25年12月26日規則第76号）

この規則は、平成26年1月1日から施行する。

附 則（平成26年6月30日規則第74号）

この規則は、平成26年7月1日から施行する。

附 則（平成26年12月24日規則第105号）

（施行期日）

1 この規則は、平成27年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金に加算する額については、改正後の第11条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成27年3月10日規則第3号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年9月1日規則第57号）

この規則は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平成27年11月27日規則第74号）

この規則は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日から施行する。

附 則（平成27年12月25日規則第83号）

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第47号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年8月9日規則第47号）

（施行期日）

1 この規則は、平成29年8月10日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の第8条の規定は、この規則の施行の日以後に新規に交付され、又は更新される被保険者証について適用し、同日前に新規に交付され、又は更新された被保険者証については、なお従前の例による。

附 則（平成29年12月28日規則第65号）

この規則は、平成30年1月1日から施行する。

附 則（平成30年3月12日規則第5号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

久留米市国民健康保険財政調整積立基金条例

平成3年12月26日

久留米市条例第37号

(設置)

第1条 国民健康保険事業の円滑な運営を図るため、久留米市国民健康保険財政調整積立基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる金額は、国民健康保険事業特別会計に係る決算剰余金のうち、各年度において財政運営上積み立てることが可能と認められる金額の範囲内とする。

2 前項に定めるもののほか、前条に規定する目的を達成するため必要な場合は、予算の定めるところにより、基金として積み立てることができる。

（平28条例2・一部改正）

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(繰替運用)

第4条 市長は、財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第5条 市長は、国民健康保険事業に必要な経費の変動により国民健康保険事業特別会計の財源に不足が生じる場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。

(運用益金の処理)

第6条 基金の運用から生じる収益は、国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算に計上して、この基金に積み立てるものとする。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月31日条例第2号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

久留米市高額療養費支払資金貸付基金条例

昭和52年4月1日

久留米市条例第14号

(目的及び設置)

第1条 本市は、高額療養費支払資金（以下「資金」という。）を貸付けることにより、市民の保健を向上させ、もって福祉の増進を図るため、久留米市高額療養費支払資金貸付基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金の額)

第2条 基金の額は、1,000万円とする。

（昭56条例6・昭56条例35・昭59条例9・平2条例14・平7条例13・平14条例1・平16条例55・平31条例6・一部改正）

(貸付対象者)

第3条 資金の貸付けを受けることができる者は、次の各号に定める要件を備えているものとする。

- (1) 久留米市国民健康保険の被保険者であること。
- (2) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第57条の2 第1項の規定により高額療養費の支給を受けることができる世帯の世帯主であること。
- (3) 償還を確実に完遂できると市長が認める者であること。

(貸付金額)

第4条 資金の貸付金額は、高額療養費支給見込額を限度として市長が別に定める。

（平7条例13・全改）

(貸付条件)

第5条 資金の貸付条件は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 貸付利率 無利子
- (2) 貸付期限 本市から第3条の規定による高額療養費の支給を受ける日まで
- (3) 償還方法 一括払

（平7条例13・旧第6条繰上）

(繰上償還)

第6条 資金の貸付けを受けた者は、必要に応じ資金の繰上償還をすることができる。

（平7条例13・旧第7条繰上）

(貸付金の返還)

第7条 市長は、偽りその他不正な行為によって資金の貸付けを受けた者があるときは、当該貸付金の全部を直ちに返還させるものとする。この場合においては、当該貸付金の貸付けの日から返還日までの日数に応じ当該貸付金額につき年14.5パーセントの割合で計算した違約金を当該貸付金に加算する。

2 貸付けを受けた額が、法第57条の2第1項の規定により支給される高額療養費の額より多い場合は、その差額を当該高額療養費の支給日までに返還しなければならない。

(平7条例13・旧第8条繰上)

(繰替運用)

第8条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(平14条例2・追加)

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

(平7条例13・旧第9条繰上、平14条例2・旧第8条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和52年4月1日から施行し、同日以後の診療に係る分から適用する。

(平16条例55・旧附則・一部改正)

(編入に伴う経過措置)

2 田主丸町、北野町、城島町及び三瀬町の編入の日の前日までに、田主丸町国民健康保険高額療養資金貸付基金条例（昭和53年田主丸町条例第16号）、北野町国民健康保険高額療養資金貸付基金条例（昭和53年北野町条例第17号）、城島町国民健康保険高額療養資金貸付基金条例（昭和53年城島町条例第21号）又は三瀬町国民健康保険高額療養資金貸付基金条例（昭和53年三瀬町条例第16号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(平16条例55・追加)

附 則（昭和56年3月31日条例第6号）

この条例は、昭和56年4月1日から施行し、同日以後の診療に係る分から適用する。

附 則（昭和56年8月10日条例第35号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和59年3月31日条例第9号）

この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（平成2年3月29日条例第14号）

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成7年7月5日条例第13号）

この条例は、平成7年8月1日から施行し、改正後の第4条の規定は、平成7年7月1日以降の診療に係る資金の貸付けから適用する。

附 則（平成14年3月29日条例第1号）

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月29日条例第2号）

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成16年12月28日条例第55号）

この条例は、平成17年2月5日から施行する。

附 則（平成31年3月27日条例第6号）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

久留米市高額療養費支払資金貸付基金条例施行規則

平成 7 年 7 月 6 日

久留米市規則第 23 号

久留米市高額療養費支払資金貸付基金条例施行規則（昭和 52 年久留米市規則第 24 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、久留米市高額療養費支払資金貸付基金条例（昭和 52 年久留米市条例第 14 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（貸付申請）

第 2 条 高額療養費支払資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者は、国民健康保険被保険者証を提示のうえ、国民健康保険高額療養費支払資金貸付申請書（第 1 号様式）に国民健康保険高額療養費支払資金貸付金請求書（第 2 号様式）を添付して、市長に申請しなければならない。

2 前項の申請を行おうとするときは、当該申請とともに国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 57 条の 2 に規定する高額療養費の支給の申請を国民健康保険高額療養費支給申請書（高額貸付用）（第 3 号様式）により行わなければならない。

（平 11 規則 60 ・ 平 16 規則 52 ・ 平 26 規則 104 ・ 一部改正）

（貸付金額）

第 3 条 条例第 4 条に規定する高額療養費支給見込額を限度として市長が定める貸付金額は、保険診療（調剤）合計金額から算出された被保険者自己負担額から負担限度額を差し引いた額とする。ただし、被保険者自己負担額に 1 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（貸付の決定）

第 4 条 市長は、第 2 条の規定による貸付けの申請があつたときは、その内容を審査し、資金を貸し付けることに決定したときは国民健康保険高額療養費支払資金貸付決定通知書（第 4 号様式）により、資金を貸し付けないことに決定したときは国民健康保険高額療養費支払資金貸付不承認決定通知書（第 5 号様式）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、国民健康保険高額療養費支払資金を貸し付けることに決定した場合は、通知を省くことができる。

（平 11 規則 60 ・ 平 12 規則 64 ・ 平 16 規則 52 ・ 平 26 規則 104 ・ 一部改正）

(帳簿による整理)

第5条 市長は、資金の貸付け及び償還については帳簿により整理をするものとする。

(平11規則60・旧第7条繰上、平16規則52・旧第6条繰上)

(委任)

第6条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(平11規則60・旧第8条繰上、平16規則52・旧第7条繰上)

附 則

この規則は、平成7年8月1日から施行する。

附 則 (平成11年12月27日規則第60号)

この規則は、平成12年1月1日から施行する。

附 則 (平成12年12月28日規則第64号)

この規則は、平成13年1月1日から施行する。

附 則 (平成16年12月28日規則第52号)

この規則は、平成17年1月1日から施行する。

附 則 (平成26年12月24日規則第104号)

この規則は、平成27年1月1日から施行する。

附 則 (平成27年12月25日規則第84号)

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

久留米市はり・きゅう・マッサージ施術規則

平成20年3月31日

久留米市規則第82号

(趣旨)

第1条 この規則は、久留米市国民健康保険の被保険者及び久留米市に住所を有する高齢者等のはり・きゅう・マッサージ施術料の助成について必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 この規則において施術料の助成対象者（以下「対象者」という。）とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 久留米市国民健康保険の被保険者（以下「国保の被保険者」という。）
- (2) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき記録されている75歳以上の者及び65歳以上75歳未満の者であって高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）で定めるところにより、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第3条で定める程度の障害の状態にある旨の後期高齢者医療広域連合の認定を受けたもの（以下「高齢者」という。）

（平24規則49・一部改正）

(はり・きゅう・マッサージの施術)

第3条 はり・きゅう・マッサージの施術は、市長が指定したはり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師（以下「はり・きゅう・マッサージ師」という。）が行うものとする。

(はり・きゅう・マッサージ師の指定)

第4条 はり・きゅう・マッサージ師は、次に掲げる要件を備える者のうちから市長が指定する。

- (1) はり師、きゅう師又はあん摩マッサージ指圧師の免許を有すること。
- (2) 市内に施術所を有すること。
- (3) 久留米市暴力団排除条例（平成22年久留米市条例第19号）第2条第2号に規定する暴力団員でないこと。
- (4) 久留米市暴力団排除条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (5) 国民健康保険被保険者又は後期高齢者医療被保険者である場合は、保険料の滞納がないこと。

2 前項の指定を受けようとする者は、はり・きゅう・マッサージ師指定申請書（第1号様

式) のほか、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) はり・きゅう・あん摩マッサージ師免許証の写し
- (2) 施術所開設証明書又は管轄の保健所で受付済みの施術所開設届の写し
- (3) 健康保険証の写し

3 市長は、はり・きゅう・マッサージ師を指定したときは、はり・きゅう・マッサージ師指定書（第2号様式。以下「指定書」という。）を交付する。

4 はり・きゅう・マッサージ師は、第2項に規定する申請事項に変更があったときは、速やかにはり・きゅう・マッサージ師指定申請事項変更届（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

（令和3規則第4・一部改正）

（施術の範囲及び方法）

第5条 施術料の助成対象となるはり・きゅう・マッサージ師が行う施術の範囲は、はり、きゅう及びマッサージとする。ただし、末しょう神経疾患及び運動器疾患に限る。

2 前項のはり、きゅう又はマッサージの施術は、あわせて行うことができる。

3 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる施術は助成の対象としない。

（1）久留米市国民健康保険及び後期高齢者医療から療養費の支給を受けるはり、きゅう及びマッサージ施術

（2）はり・きゅう・マッサージ師が、自分の属する世帯の世帯員に対して行う施術

（施術回数の限度）

第6条 施術料の助成を受けるはり、きゅう又はマッサージの施術は、1人につき1日当たり1回とし、1月につき4回以内とする。

2 市長が特に必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、1月につき4回を超えて施術料の助成を受けるはり、きゅう又はマッサージの施術を受けることができる。この場合において、1の年度につき48回を超えることはできない。

（平29規則11・全改 令和3規則第4・一部改正）

（受診手続等）

第7条 対象者は、施術料の助成を受けようとするときは、国保の被保険者の場合にあっては当該被保険者の属する世帯の世帯主が、高齢者の場合にあっては当該本人が、はり・きゅう・マッサージ受診証交付申請書（第4号様式）を市長に提出して、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める受診証の交付を受けなければならない。

（1）国保の被保険者の場合 久留米市国民健康保険はり・きゅう・マッサージ受診証（第

5号様式)

(2) 高齢者の場合 久留米市高齢者はり・きゅう・マッサージ受診証(第6号様式)

2 前項の規定にかかわらず、国保の被保険者で申請時において国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第9条第6項に規定する被保険者資格証明書又は国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号)第7条の2第2項に規定する更新期日を通例定める期日より前の期日を定めた被保険者証の交付を受けている世帯に属するものについては、前項のはり・きゅう・マッサージ受診証の交付を受けることができない。

3 はり・きゅう・マッサージ師は、対象者から施術を求められたときは、第1項のはり・きゅう・マッサージ受診証により助成を受けて施術を受ける資格があることを認めたのち施術を行うものとする。

(負担金)

第8条 市は、施術1回についての施術料金のうち800円を負担する。ただし、当該施術料金が800円に満たない場合は、当該施術料金の額を負担する。

2 対象者は、はり、きゅう、マッサージの施術を受けたときは、その都度、施術料金から前項に規定する負担金を差し引いた額をはり・きゅう・マッサージ師に支払わなければならない。

(平27規則76・令和3規則第4・一部改正)

(指定書及び施術料金表の掲示)

第9条 はり・きゅう・マッサージ師は、当該施術所の見やすい箇所に、指定書及び施術料金表を掲示しなければならない。

(施術録)

第10条 はり・きゅう・マッサージ師は、施術の内容を明らかにするため、はり・きゅう・マッサージ施術録(以下「施術録」という。)を備え、施術の都度必要な事項を記載しなければならない。

2 市長は、必要に応じ施術録を検査し、若しくは説明を求め、又は報告書を提出させることができる。

3 施術録は、施術完結の日から3年間保存しなければならない。

(負担金の申請、請求及び支払)

第11条 はり・きゅう・マッサージ師は、第8条第1項に規定する負担金の支給を受けようとするときは、はり・きゅう・マッサージ施術料金申請書兼請求書(第7号様式)に、はり・きゅう・マッサージ施術明細書(第8号様式)を添えて翌月10日までに市長に提

出しなければならない。

- 2 市長は、前項の負担金の申請及び請求を受け付けたときは、その内容を審査し、はり・きゅう・マッサージ施術料金交付決定通知書（第9号様式）により通知し、速やかに当該はり・きゅう・マッサージ師に当該交付決定額を支払わなければならない。

（令和3規則第4・一部改正）

（はり・きゅう・マッサージ師の指定の辞退）

第12条 はり・きゅう・マッサージ師が第4条の規定による指定を辞退しようとするときは、1月以上の予告期間を設け、はり・きゅう・マッサージ師指定書を添えて、はり・きゅう・マッサージ師指定辞退届（第10号様式）を市長に提出しなければならない。

（はり・きゅう・マッサージ師の指定の取消し）

第13条 市長は、はり・きゅう・マッサージ師が次の各号のいずれかに該当する場合は、はり・きゅう・マッサージ師の指定を取り消すことができる。

- (1) 第4条第1項各号に掲げる要件を欠くに至ったとき。
- (2) この規則の規定に違反したとき。
- (3) その他市長がはり・きゅう・マッサージ師として不適当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により、はり・きゅう・マッサージ師の指定を取り消した場合は、はり・きゅう・マッサージ師指定取消通知書（第11号様式）により通知するものとする。

3 第1項の規定により指定を取り消された者は、直ちにはり・きゅう・マッサージ師指定書を市長に返納しなければならない。

（補則）

第14条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 平成20年3月31日までに久留米市国民健康保険はり・きゅう・マッサージ施術規則においてはり・きゅう・マッサージ師の指定を受けている者は、この規則による指定を受けているものとみなす。

（久留米市国民健康保険はり・きゅう・マッサージ施術規則の廃止）

3 久留米市国民健康保険はり・きゅう・マッサージ施術規則（昭和37年久留米市規則第9号）は、廃止する。

附 則（平成24年7月6日規則第49号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、「又は外国人登録法（昭和27年法律第125号）」を削り、「記録又は登録されている」を「記録されている」に改める部分は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成27年12月2日規則第76号）

（施行期日）

1 この規則は、平成28年2月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現に交付されている久留米市国民健康保険はり・きゅう・マッサージ受診証及び久留米市高齢者はり・きゅう・マッサージ受診証は、平成28年3月31日までの間、なおその効力を有する。

3 この規則の施行の際、この規則による改正前の第7号様式及び第8号様式で現に残存するものは、なお使用することができる。

附 則（平成28年1月29日規則第7号）

この規則は、平成28年3月1日から施行する。

附 則（平成29年3月2日規則第11号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月9日規則第4号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月24日規則第6号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

久留米市国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号。以下「法」という。）第44条の規定による一部負担金の徴収猶予及び減免（以下「減免等」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 法第44条第1項に規定する特別の理由がある被保険者は、一部負担金の支払又は納付の義務を負う者の属する世帯の世帯主（擬制世帯主を含む。以下同じ。）又は世帯員（以下「世帯主等」という。）であつて、次の各号のいずれかに該当した者をいう。

- (1) 震災、風水害、火災、その他これらに類する災害（以下「災害等」という。）により死亡し、障害者となり、又は資産に重大な損害を受けた
- (2) 干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁、その他これらに類する理由により収入が減少した
- (3) 事業又は業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少した
- (4) 前3号に掲げる事由に類する事由があった

(一部負担金の徴収猶予)

第3条 市長は、世帯主等が前条各号のいずれかに該当したことにより、その生活が困難となった場合において必要と認めるときは、当該世帯主等に対し、適用開始日の属する月を含めた6月後の末日を適用終了日として、適用開始日から適用終了日までの期間（以下「適用期間」という。）、一部負担金の徴収を猶予するものとする。

2 市長は、前項の規定に基づいて徴収を猶予した一部負担金について、適用終了日の属する月の翌月から起算して3月以内に徴収するものとする。

(一部負担金の減免)

第4条 市長は、世帯主等が第2条各号のいずれかに該当したことにより、その生活が困難となった場合において必要と認めるときは、当該世帯主に対し、適用開始日の属する月を含めた3月後の末日を適用終了日とした適用期間中、一部負担金を減額し、又はその支払いを免除するものとする。ただし、引き続き一部負担金を減額し、又はその支払いを免除する必要があると市長が認めるときは、世帯主の申請により、適用期間をさらに連続する3月後の末日まで更新することができる。

2 前項の規定による減額又は免除の対象は、法第42条に規定する一部負担金とし、自己負担限度額を超過したことによって現物給付が行われた後の窓口負担額等に対

する減額又は免除は行わない。

(基準)

第5条 第3条及び前条の規定による減免等の決定は、世帯単位で行うものとし、その認定の基準は、別表1のとおりとする。

(申請)

第6条 第3条及び第4条に規定する減免等を受けようとする者は、国民健康保険一部負担金減免・徴収猶予 申請書に別表2に定める書類を添えて申請するものとする。

ただし、急病、その他やむを得ない特別の事情により同表の書類の添付が難しい場合は、申請時にその旨を申し出、当該書類を提出することができるに至った後、直ちにこれを提出するものとする。

- 2 申請は世帯主が行うものとする。ただし、急病、その他やむを得ない特別の事情がある場合は、代理人が申請することができる。
- 3 第2条第1号の申請は、災害等が発生した日の翌日から起算して1年間を超えた場合は、行うことのできない。
- 4 第2条の申請は、申請時点での納期が到来している保険料を完納している、又は申請時点での納期が到来している保険料の納付相談・指導において取り決めた保険料納付方法を誠実に履行している者が行うことができる。

(適用開始日)

第7条 第3条及び第4条の規定による減免等の適用開始日は、申請のあった日もしくは、申請のあった日の属する月の翌月の初日のいずれかとする。

(審査)

第8条 市長は、第6条の申請があったときは、その内容を審査し、申請のあった日の翌日から起算しておおむね1週間以内に減免等の承認もしくは不承認を決定するものとする。

- 2 市長は、必要と認めるときは、法第113条第1項及び第2項の規定に基づき、当該世帯主等に対して、文書の提出等及び資料の提供を求め、質問を行うことができる。この場合において、世帯主等が非協力的又は消極的であり、事実確認を得ることができないときは、その申請を却下することができる。

(収入額等の報告)

第9条 前条第1項の規定により減免等の承認を受けた世帯主は、減免等の適用開始月から適用終了月までの間、毎月分の国民健康保険一部負担金減免・徴収猶予 収入額

申告書を市長に提出しなければならない。

(通知)

第10条 市長は、第8条の審査の結果、減免等を承認したときは、国民健康保険一部負担金減免・徴収猶予 承認証明書を発行するとともに、世帯主に対してその旨を通知するものとする。減免等を承認しなかったときは、その旨を通知するものとする。

(決定の取消)

第11条 市長は、減免等の承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、その決定の全部又は一部を取り消し、減免等を行った一部負担金を一時に徴収することができる。

- (1) 減免等を受けた者の資力が回復するなど（災害等を起因とする申請は除く）、事情の変化により、減免等をすることが不適当であると認められるとき
 - (2) 猶予していた一部負担金の納入を免れようとしたとき
- 2 市長は、前項第1号については不適当であると認められた月の翌月から、第2号については適用開始日まで遡って、減免等の決定を取り消すものとする。
 - 3 市長は、偽りの申請、その他不正の行為により一部負担金の減免等の決定を受けたことを発見したときは、適用開始日まで遡って直ちに当該決定を取り消すものとする。この場合において、減免等の決定を受けた者が保険医療機関等で既に療養の給付を受けていたときは、市長は、減免等の決定を取り消した旨及び取消しの年月日を直ちに当該保険医療機関等に通知するとともに、当該被保険者がその取消しの日までの間に減免によりその支払を免かれた額を当該保険者に返還させるものとする。

(還付)

第12条 第8条の規定により減免の承認を受けた者が、その適用期間に保険医療機関等で減額または免除をされていない一部負担金を支払ったときは、やむを得ない事情がある場合に限り、支払った金額の還付を受けることができる。

- 2 前項に該当し、還付を受けようとする者は国民健康保険一部負担金減免 還付申請書に領収書を添えて申請するものとする。

(災害救助法適用時の特例)

第13条 災害等により久留米市が災害救助法（昭和22年法律第118号）第2条の災害発生市町村として同法の適用を受けるときは、本要綱の規定にかかわらず、当該災害等にかかる国からの通知等に基づき、減免等の運用を行うものとする。但し、本要綱第8条、第10条、第11条第3項、第14条、第15条については、それを準用するものとする。

(様式)

第14条 この要綱に定める様式は、次に定めるところによる。

- (1) 国民健康保険 一部負担金減免・徴収猶予 申請書 第1号様式
- (2) 国民健康保険 世帯構成及び収入見込額並びに資産の状況申告書 第2号様式
- (3) 国民健康保険 一部負担金減免・徴収猶予 同意書 第3号様式
- (4) 国民健康保険 一部負担金減免・徴収猶予 誓約書 第4号様式
- (5) 国民健康保険 一部負担金減免・徴収猶予 収入額申告書 第5号様式
- (6) 国民健康保険 一部負担金減免・徴収猶予 承認決定通知書 第6号様式
- (7) 国民健康保険 一部負担金減免・徴収猶予 不承認通知書 第7号様式
- (8) 国民健康保険 一部負担金減免・徴収猶予 承認証明書 第8号様式
- (9) 国民健康保険 一部負担金減免 還付申請書 第9号様式
- (10) 国民健康保険 一部負担金減免 還付申請結果通知書 第10号様式

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成30年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

久留米市国民健康保険料減免取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、久留米市国民健康保険条例（昭和63年久留米市条例第39号。以下「条例」という。）第26条の規定に基づく国民健康保険料（以下「国保料」という。）の減免に関し必要な事項を定めるものとする。

(減免の基準)

第2条 納付義務者又はその世帯に属する被保険者が、次条から第9条までの規定に該当し、その者の所有する資産等を活用しても国保料の納付が困難であると認めるときは、当該各条で定めるところにより国保料を減免することができる。

(災害による減免)

第3条 納付義務者又はその世帯に属する被保険者の住宅、家財その他の財産が震災、風水害、落雷、火災又はこれに類する災害によって損害を被り、損害程度が次の表の区分に該当する場合は、その区分に応じ、災害発生以後に到来する10期分の納期に係る国保料に同表に掲げる減免率を乗じて得た額を減免することができる。

損害程度	減免率
全壊、全焼	100%
大規模半壊、半壊、半焼、床上浸水	50%

2 前項に定めるもののほか、災害救助法が適用された場合は、当該災害にかかる国の国保料の減免に対する財政支援の基準に基づき減免することができる。

(貧困による減免)

第4条 貧困のため生活保護を受ける者については、その受給開始以後に到来する納期に係る国保料を減免することができる。

(所得の激減による減免)

第5条 被保険者の傷病、失業又は事業の休廃止若しくは不振により、当該年中の見込所得金額（退職金、雇用保険給付金及び傷病手当てを含む。）が激減し、生活が困難になった場合においては、次の表に掲げる本年中の見込所得金額及び当該金額の前年の合計所得金額（非自発的失業者で給与所得が30／100として算定された者にあっては30／100を乗じて得た後の額）に対する所得の減少率の区分に応じ、国保料の所得割額に同表右欄に掲げる率を乗じて得た額を減免することができる。ただし、減免後の国保料は、本年中の見込の合計所得金額で算定した国保料を下回ることができない。

所得割額の減免率

所得の減少率	本年中の見込所得金額					
	43万円以下	43万円超 60万円以下	60万円超 110万円以下	110万円超 160万円以下	160万円超 210万円以下	210万円超 310万円以下
30パーセント以上50パーセント未満	100パーセント	70パーセント	60パーセント	50パーセント	30パーセント	10パーセント
50パーセント以上	100パーセント	90パーセント	80パーセント	60パーセント	40パーセント	20パーセント

$$\frac{\langle \text{前年の合計所得金額} - \text{本年中の見込所得金額} \rangle}{\langle \text{前年の合計所得金額} \rangle} = \text{所得の減少率}$$

2 前項の規定により、国保料の所得割額の減免を受ける者のうち、当該年中の見込所得金額が、当該年度の軽減基準（条例第20条に規定する国保料の減額の対象基準となる額をいう。）以下の場合は、条例第20条の規定に準じて当該年度の均等割額及び平等割額を減免することができる。

（給付制限の場合の減免）

第6条 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第59条の規定により給付制限を受ける者については、その期間に係る当該被保険者の国保料の全額を減免することができる。ただし、遡って減免する場合は、申請から2年間を限度とする。

（債務返済のための不動産の譲渡の場合の減免）

第7条 前年において、他人の債務の返済のために不動産を譲渡した者で、国保料の納付が困難と認められる者については、その譲渡所得額に係る国保料の所得割額の範囲内で、返済額に対応する額を減免することができる。

（旧被扶養者に係る減免）

第8条 条例第26条第2号に規定する被保険者（以下「旧被扶養者」という。）について、次の各号に定める国保料を、資格取得日の属する月以後から減免する。ただし、第4号及び第5号の規定は、旧被扶養者が属する世帯が、条例第20条第1項第1号に規定する7割軽減該当世帯若しくは第2号に規定する5割軽減該当世帯又は国民健康保険法施行令第29条の7第2項第8号イに規定する特定世帯である場合は、適用しない。

- (1) 旧被扶養者に係る所得割額の100パーセント
- (2) 条例第20条第1項各号に規定する世帯以外の世帯（以下「非軽減世帯」という。）に属する旧被扶養者に係る被保険者均等割額の50パーセント
- (3) 条例第20条第1項第3号に規定する世帯（以下「2割軽減世帯」という。）に属する旧被扶養者に係る被保険者均等割額の30パーセント
- (4) 旧被扶養者のみで構成される世帯のうち非軽減世帯に係る世帯別平等割額の50

パーセント（当該非軽減世帯のうち国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の7第2項第9号イに規定する特定継続世帯（以下「特定継続世帯」という。）に属する旧被扶養者にあっては世帯別平等割2.5割軽減前の額の25パーセント）

- (5) 旧被扶養者のみで構成される世帯のうち2割軽減世帯に係る世帯別平等割額の30パーセント（当該2割軽減世帯のうち特定継続世帯に属する旧被扶養者にあっては世帯別平等割2.5割軽減及び減額賦課2割軽減前の額の10パーセント）

(その他の減免)

第9条 第3条から前条までに規定する減免のほか、市長が特に必要と認める場合は、それぞれの事情に応じて、減免することができる。

(減免の申請)

第10条 国保料の減免を受けようとする納付義務者には、国民健康保険料減免申請書（第1号様式）のほか、必要に応じて次に掲げる書類を提出させなければならない。

- (1) 収入状況申告書
- (2) 給与証明書
- (3) 月別収入額
- (4) 災害証明書
- (5) その他必要な証明書類

(実地調査等)

第11条 提出された国民健康保険料減免申請書及び添付書類については、面接又は実地調査により、内容の審査を行い調査書（第2号様式）を作成するものとする。

(減免の決定)

第12条 市長は、国保料の減免を承認したときは国民健康保険料減免承認通知書（第3号様式）により、国保料の減免を承認しないときは国民健康保険料減免不承認通知書（第4号様式）により当該納付義務者に通知するものとする。

(減免の取消し)

第13条 市長は、偽りその他不正な行為により国保料の減免を受けた者があるときは、当該減免を取り消し、減免により国保料の支払を免れた額を徴収することができる。

2 資力の回復その他の事情の変化により減免することが不適当と認められる者があるときは、減免に係る国保料のうち、当該事情が生じた後に到来する納期分の減免を取り消すことができる。

3 前2項の規定により減免の取消しをしたときは、国民健康保険料減免取消通知書（第5号様式）により当該納付義務者に通知するものとする。

(適用の時期等)

- 第14条 減免の対象となる国保料は、原則として、申請日以降に到来する納期に係る国保料とする。ただし、やむを得ない事情がある場合は、申請日以前に到来した納期であって減免事由の発生以降に到来した納期に係る国保料についても対象とすることができる。
- 2 納付済みの国保料は、還付しない。ただし、納付義務者の意思とは関係なく納付された場合、第3条による災害の場合、又は市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(補則)

- 第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年6月14日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月23日から施行し、平成24年7月3日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年9月1日から施行し、令和2年7月6日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年1月1日から施行する。

○久留米市はり・きゅう・マッサージ施術規則

平成20年3月31日

久留米市規則第82号

改正 平成24年7月6日規則第49号

平成27年12月2日規則第76号

平成28年1月29日規則第7号

平成29年3月2日規則第11号

平成30年3月9日規則第4号

令和3年3月24日規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、久留米市国民健康保険の被保険者及び久留米市に住所を有する高齢者等のはり・きゅう・マッサージ施術料の助成について必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 この規則において施術料の助成対象者（以下「対象者」という。）とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 久留米市国民健康保険の被保険者（以下「国保の被保険者」という。）
- (2) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき記録されている75歳以上の者及び65歳以上75歳未満の者であって高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）で定めるところにより、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第3条で定める程度の障害の状態にある旨の後期高齢者医療広域連合の認定を受けたもの（以下「高齢者」という。）

(平24規則49・一部改正)

(はり・きゅう・マッサージの施術)

第3条 はり・きゅう・マッサージの施術は、市長が指定したはり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師（以下「はり・きゅう・マッサージ師」という。）が行うものとする。

(はり・きゅう・マッサージ師の指定)

第4条 はり・きゅう・マッサージ師は、次に掲げる要件を備える者のうちから市長が指定する。

- (1) はり師、きゅう師又はあん摩マッサージ指圧師の免許を有すること。
 - (2) 市内に施術所を有すること。
 - (3) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
 - (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
 - (5) 国保の被保険者又は後期高齢者医療の被保険者である場合は、保険料の滞納がないこと。
- 2 前項の指定を受けようとする者は、はり・きゅう・マッサージ師指定申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。
- (1) はり・きゅう・あん摩マッサージ師免許証の写し

- (2) 施術所開設証明書又は管轄の保健所で受付済みの施術所開設届の写し
 - (3) 健康保険証の写し
- 3 市長は、はり・きゅう・マッサージ師を指定したときは、はり・きゅう・マッサージ師指定書（第2号様式。以下「指定書」という。）を交付する。
- 4 はり・きゅう・マッサージ師は、第2項に規定する申請事項に変更があったときは、速やかにはり・きゅう・マッサージ師指定申請事項変更届（第3号様式）に当該変更を証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

（施術の範囲及び方法）

第5条 施術料の助成対象となるはり・きゅう・マッサージ師が行う施術の範囲は、はり、きゅう及びマッサージとする。ただし、末しょう神経疾患及び運動器疾患に限る。

- 2 前項のはり、きゅう又はマッサージの施術は、あわせて行うことができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる施術は助成の対象としない。
 - (1) 久留米市国民健康保険及び後期高齢者医療から療養費の支給を受けるはり、きゅう及びマッサージ施術
 - (2) はり・きゅう・マッサージ師が、自分の属する世帯の世帯員に対して行う施術

（施術回数の限度）

第6条 施術料の助成を受けるはり、きゅう又はマッサージの施術は、1人につき1日当たり1回とし、1月につき4回以内とする。

- 2 市長が特に必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、1月につき4回を超えて施術料の助成を受けるはり、きゅう又はマッサージの施術を受けることができる。この場合において、1の年度につき48回を超えることはできない。

（平29規則11・全改）

（受診手続等）

第7条 対象者は、施術料の助成を受けようとするときは、国保の被保険者の場合にあっては当該被保険者の属する世帯の世帯主が、高齢者の場合にあっては当該本人が、はり・きゅう・マッサージ受診証交付申請書（第4号様式）を市長に提出して、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める受診証の交付を受けなければならない。

- (1) 国保の被保険者の場合 久留米市国民健康保険はり・きゅう・マッサージ受診証（第5号様式）
 - (2) 高齢者の場合 久留米市高齢者はり・きゅう・マッサージ受診証（第6号様式）
- 2 前項の規定にかかわらず、国保の被保険者で申請時において国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第9条第6項に規定する被保険者資格証明書又は国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第7条の2第2項に規定する更新期日を通例定める期日より前の期日を定めた被保険者証の交付を受けている世帯に属するものについては、前項のはり・きゅう・マッサージ受診証の交付を受けることができない。
- 3 はり・きゅう・マッサージ師は、対象者から施術を求められたときは、第1項のはり・きゅう・マッサージ受診証により助成を受けて施術を受ける資格があることを認めたのち施術を行うものとする。

(負担金)

第8条 市は、施術1回についての施術料金のうち800円を負担する。ただし、当該施術料金が800円に満たない場合は、当該施術料金の額を負担する。

2 対象者は、はり・きゅう・マッサージの施術を受けたときは、その都度、施術料金から前項に規定する負担金を差し引いた額をはり・きゅう・マッサージ師に支払わなければならない。

(平27規則76・一部改正)

(指定書及び施術料金表の掲示)

第9条 はり・きゅう・マッサージ師は、当該施術所の見やすい箇所に、指定書及び施術料金表を掲示しなければならない。

(施術録)

第10条 はり・きゅう・マッサージ師は、施術の内容を明らかにするため、はり・きゅう・マッサージ施術録（以下「施術録」という。）を備え、施術の都度必要な事項を記載しなければならない。

2 市長は、必要に応じ施術録を検査し、若しくは説明を求め、又は報告書を提出させることができる。

3 施術録は、施術完結の日から3年間保存しなければならない。

(負担金の申請、請求及び支払)

第11条 はり・きゅう・マッサージ師は、第8条第1項に規定する負担金の支給を受けようとするときは、はり・きゅう・マッサージ施術料金申請書兼請求書（第7号様式）に、はり・きゅう・マッサージ施術明細書（第8号様式）を添えて翌月10日までに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の負担金の申請及び請求を受け付けたときは、その内容を審査し、はり・きゅう・マッサージ施術料金交付決定通知書（第9号様式）により通知し、速やかに当該はり・きゅう・マッサージ師に当該交付決定額を支払わなければならない。

(はり・きゅう・マッサージ師の指定の辞退)

第12条 はり・きゅう・マッサージ師が第4条の規定による指定を辞退しようとするときは、1月以上の予告期間を設け、はり・きゅう・マッサージ師指定書を添えて、はり・きゅう・マッサージ師指定辞退届（第10号様式）を市長に提出しなければならない。

(はり・きゅう・マッサージ師の指定の取消し)

第13条 市長は、はり・きゅう・マッサージ師が次の各号のいずれかに該当する場合は、はり・きゅう・マッサージ師の指定を取り消すことができる。

- (1) 第4条第1項各号に掲げる要件を欠くに至ったとき。
 - (2) この規則の規定に違反したとき。
 - (3) その他市長がはり・きゅう・マッサージ師として不適当と認めたとき。
- 2 市長は、前項の規定により、はり・きゅう・マッサージ師の指定を取り消した場合は、はり・きゅう・マッサージ師指定取消通知書（第11号様式）により通知するものとする。
- 3 第1項の規定により指定を取り消された者は、直ちにはり・きゅう・マッサージ師指定書を市長に返納しなければならない。

(補則)

第14条 この規則に定めるものほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成20年3月31日までに久留米市国民健康保険はり・きゅう・マッサージ施術規則においてはり・きゅう・マッサージ師の指定を受けている者は、この規則による指定を受けているものとみなす。

(久留米市国民健康保険はり・きゅう・マッサージ施術規則の廃止)

3 久留米市国民健康保険はり・きゅう・マッサージ施術規則（昭和37年久留米市規則第9号）は、廃止する。

附 則（平成24年7月6日規則第49号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、「又は外国人登録法（昭和27年法律第125号）」を削り、「記録又は登録されている」を「記録されている」に改める部分は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成27年12月2日規則第76号）

(施行期日)

1 この規則は、平成28年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に交付されている久留米市国民健康保険はり・きゅう・マッサージ受診証及び久留米市高齢者はり・きゅう・マッサージ受診証は、平成28年3月31日までの間、なおその効力を有する。

3 この規則の施行の際、この規則による改正前の第7号様式及び第8号様式で現に残存するものは、なお使用することができる。

附 則（平成28年1月29日規則第7号）

この規則は、平成28年3月1日から施行する。

附 則（平成29年3月2日規則第11号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月9日規則第4号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月24日規則第6号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

久留米市後期高齢者医療に関する条例施行規則

平成20年3月31日
久留米市規則第86号

(趣旨)

第1条 この規則は、久留米市後期高齢者医療に関する条例（平成20年久留米市条例第9号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(様式)

第2条 納付通知書、納付書、督促状の様式は、次に掲げるところによる。

- (1) 後期高齢者医療保険料納付通知書 第1号様式
- (2) 後期高齢者医療保険料納付通知書（後期高齢者医療保険料仮徴収通知書）兼特別徴収開始通知書 第2号様式
- (3) 後期高齢者医療保険料領収証書、納付書及び領収済通知書 第3号様式
- (4) 後期高齢者医療保険料督促状兼領収証書、納付書及び領収済通知書 第4号様式

2 前項に定めるもののほか、後期高齢者医療の実施に係る文書等の様式は、市長が別に定める。

(過誤納金等の充当等)

第3条 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第110条によって準用される介護保険法（平成9年法律第123号）第139条第2項に規定する場合を除き、被保険者（法第50条に規定する被保険者をいう。以下に同じ。）の過納又は誤納に係る徴収金（以下「過誤納金」という。）がある場合において、当該被保険者の未納に係る徴収金があるときは、過誤納金を未納に係る徴収金に充当する。

2 法第110条によって準用される介護保険法第139条第3項の規定により過誤納金を被保険者の未納に係る徴収金に充当しようとするときは、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第109条の規定に基づき、過誤納金充当事前通知書（第5号様式）によってあらかじめ被保険者に対し通知するものとする。

3 市長は、過誤納金を還付するとき、又は充当したときは、直ちに当該被保険者に対し、後期高齢者医療保険料還付（充当）通知書（第6号様式）又は後期高齢者医療保険料充当通知書（第7号様式）によって、これを通知する。

4 被保険者は、過誤納金の返還を受けようとするときは、後期高齢者医療保険料還付申立書（第8号様式）を市長に提出するものとする。

（平23規則11・平26規則82・一部改正）

(徴収職員)

第4条 市長又はその委任を受けた職員（以下「徴収職員」という。）は、保険料の賦課徴収に関する調査のための質問及び検査並びに保険料に関する徴収金の滞納処分を行う。

2 徴収職員は、その身分を証明する久留米市後期高齢者医療徴収職員証（第9号様式）を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

（平23規則11・一部改正）

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成23年2月28日規則第4号）

この規則は、平成23年3月1日から施行する。

附 則（平成23年3月8日規則第11号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年12月26日規則第75号）

この規則は、平成26年1月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日規則第42号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年9月24日規則第82号）

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成27年9月1日規則第57号）

この規則は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平成27年11月27日規則第75号）

この規則は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第48号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和元年12月26日規則第55号）

この規則は、令和2年1月1日から施行する。